

令和4年 第16回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川西市教育委員会

○ 会議日程・付議事件	-----	1
○ 出席者	-----	2
○ 説明のため出席を求めた者	-----	3
○ 議事録作成者	-----	3
○ 審議結果	-----	4
○ 会議の顛末（速記録）	-----	5 ~ 20

○ 会議日程・付議事件

会議日時 令和4年10月21日（金） 午後2時00分

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	議案第23号	令和4年度川西市奨学生の追加決定について	
5		諸報告	

○ 出席者

教 育 長 石 田 剛

委 員 坂 本 かおり
(教育長職務代理者)

委 員 治 部 陽 介

委 員 佐々木 歌 織

委 員 倉 見 昇 一

○ 説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	中 西	哲
こ ども 未 来 部 長	山 元	昇
教育推進部副部長兼就学・給食課長 (就 学 担 当)	岩 脇	茂 樹
こ ども 未 来 部 副 部 長	釜 本	雅 之
教 育 政 策 課 長	的 場	秀 樹
入 園 所 相 談 課 長	橋 川	貴 夫

○ 議事録作成者

教 育 政 策 課 主 任	荻 野	裕 也
---------------	-----	-----

○ 議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 23	令和4年度川西市奨学生の追加決定について	4.10.21	4.10.21	可 決

[開会 午後2時00分]

- 石田教育長 それでは、只今より、令和4年第16回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。
- 「本日の出席者」をご報告いたします。全員出席です。
- なお、倉見委員につきましては、オンラインでの出席でございます。倉見委員、入室確認をお願いいたします。
- 倉見委員 はい、入室しております。
- 石田教育長 映像及び音声により委員本人であること、また相互間での映像及び音声の相送受信が適正に行われていることを確認できました。
- 本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。
- 教育政策課長
（的場） 本日の「事務局職員の出欠」についてご報告申し上げます。
- 本日は、議題に関係する職員が全員出席でございます。
- どうぞよろしくをお願いいたします。
- 石田教育長 本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。
- これより日程に入ります。日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、佐々木委員、坂本委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。
- では次に、日程第2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第14回定例会及び第15回臨時会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いいたします。
- 教育政策課長
（的場） それでは、令和4年第14回定例会、第15回臨時会の議事録につきましてご説明申し上げます。
- まず、第14回定例会の議事録につきましては、1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席者を、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに議案等審議結果を、議事録につきましては5ページからでございます。会議次第に基づきご審議いただきました経過等につきまして調製させていただいております。
- また、第15回臨時会につきましても、同様に調製させていただいております。

最後に署名委員の署名ということで、第14回定例会を坂本委員、治部委員、第15回臨時会を治部委員、佐々木委員よりご署名を頂戴しております。以上でございます。

石田教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑はございませんか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。第14回定例会及び第15回臨時会の議事録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

では次に、日程第3「教育委員の活動について」であります。事務局から報告をお願いします。

教育推進部長 (中西) それでは、9月分の教育委員の皆様の活動についてご報告いたします。まず、坂本委員、倉見委員におかれましては、校長協議会で真下弁護士による研修にオンラインにて参加いただきました。

加えまして、坂本委員におかれましては、子ども・若者未来会議に出席をいただきました。

次に、治部委員におかれましては、第2回研究リーダー研修「発達における注意機能の役割」にオンラインにて参加いただきました。

主なものではございますが、ご報告させていただきます。

石田教育長 只今の報告について、各教育委員から、それに関する事、またはトピック等あればお願いします。

まず、坂本委員、どうですか。

坂本委員 校長協議会で、前にもお話しさせてもらってるんですけど、真下弁護士のお話で、子どもの権利や自分の意見が表明できるところがすごく大事ななと思って聞かせてもらったんですが、子ども・若者未来会議の場面でやっぱり若者の声がなかなか届きにくいなと感じていたのので、今後、きっと子どもの声も反映されていくんだろうなと期待しながら傍聴させていただきました。

あとこちらとは関係ないですが、地域の小学校と中学校とこども園の運

動会があって、子どもの声も聞くことができ、今年は加茂小学校では全学年見れたんですって。1年生から6年生がグラウンド上に会して各学年のを見れて、去年、おとしはなかったので、すごいよかったと子どもの声がたくさん聞けたので、少しずつ元に戻りつつ、でもやっぱりスリムになっていかないといけないところはいっぱいあるんだろうなと思って話を聞かせてもらいました。

こども園は、学年ごとにしたことでも子どもの主役の時間が長くてよかったという声も聞かれました。

以上です。

石田教育長

ありがとうございます。

運動会、体育大会の日程も過ぎたところもあるんですが、基本的には半日開催が非常に多くなってきているのと、学年・ブロックごとに分かれてするという事は、もちろん賛否といたしますか。

坂本委員

はい、ありますよね。

石田教育長

いろいろあるとは思いますが、現状各学校園所、工夫して取り組まれているかなと思っています。ありがとうございました。

治部委員、何か。

治部委員

リーダー研修において、注意力というテーマでプレゼンテーションをさせていただく機会がありまして、問題提起としては、集中力の定義をみんなでも考えたうえで、集中力もしくは注意力の発達によって子どもたちの行動特徴が変わり、注意力の成長と子どもの行動特徴が見えてきたら、学習のスタイルがその次に見えてくるのではないかという問題提起でした。

最後に、ディスカッションとして私が持ちかけたのが、過集中と言われる、学びに没頭して声かけしてもあまり返答がないような、ぐっと入った集中状態と、文科省が言う深い学びとがどう関係あるのかというテーマを一緒に考える機会になりました。

幼児教育や保育に携わっていると、過集中の子どもたちは結構いっぱいいるんです。集中力、注意力の発達、過集中があって、幼児教育のスタイルがあるのであれば、その発達が学びを学習スタイルをつくっていく上でのヒントになると思います。今後、注意力が成長していくにつれて小学校、中学校と学習スタイルも変わってくるのではないかと、ということを見んなで考える機会でした。以上です。

石田教育長 ちょっと知見がないので聞きますが、過集中というのはいいことですか。あまりよくないことですか。そうではなくてということですか。

治部委員 そうですね、一般的には過集中はあまりいい意味合いではなく使われることが多いです。

例えば、次はお集まりの会ですよと言ってもなかなかそこに参加しないで虫取りをしているような子たちが過集中と比喻されることがあります。でも、どこまでがネガティブな意味合いなのかはよく分からなくて、文化的な価値観ニュアンスは含まれてると思いますね。

石田教育長 佐藤教授は、集中ではない没頭だと、そこにのめり込んでいる状態、学びに没頭する状態をつくることはいいことだとおっしゃってました。ただ、こだわりが強いことによって、次の場面に移行できない場合もあるので。いろんな意見は出ましたか。

治部委員 はい。過集中というものの考え方がやっぱり難しいという意見は多くありました。

石田教育長 そうですね。

治部委員 でも、私はそれでいい気がするんです。やっぱりカリキュラムをやっていく重要性と、あとは深い学びというすごく複雑なものを考える一つのきっかけになればいいかなとは思っています。

石田教育長 研究リーダー研修って結構大事で、去年ぐらいから力を入れていて、学校のボトムアップの研修をするために各校園所のリーダーを集めることをしてるんです。しかし、なかなか共通のテーマで話すことが少なく、ここ2～3年、割と重点を置いてやってる部分なので、また参加していただいたり、それぞれの知見のテーマに参加していただくのもいいかなと思います。ありがとうございました。

佐々木委員、何か。

佐々木委員 今回、時間の関係で参加できずです。何も特にございませぬ。

石田教育長 何か参加したいのはありましたか。

佐々木委員 真下先生のをもう一回聞きたかったです。

石田教育長 なるほど。何か私たちも受けてやっぱり面白いというか、感情と感情、相手に対していら立ちを持って腹が立つことは、別に間違ったことではないんだと。それを行動として表に出したりすることがすごく分かりやすく、学校現場ってその辺が混在していて。

佐々木委員 そうなんですか。

石田教育長 はい。感情自体も何かネガティブなものとして捉えてるところがあるのではないかなと思って。

坂本委員 ちょっと分かる気が。

佐々木委員 否定されてしまうのですか。内心の自由さも否定されることがあります。

石田教育長 否定といいますか、清廉潔白であるべきで、何か怒ってしまったらだめだよという感じになってしまいがちななと思っています。

佐々木委員 それは、憲法の理念からも離れますよね。内心は誰にも侵害されないものなので、本来は。

石田教育長 だから、憲法とか、そういう視点でしないと、全人格的に子どもの何かね。

佐々木委員 道徳に引っ張られると、特定の思想が物を言うので、危険な臭いはしますね。

石田教育長 そうですね。

佐々木委員 国民全体の価値基準の憲法が中心に添えられると、みんなの理解を得られやすいかなと思うんです。

石田教育長 ああいう観点で現場の教職員に働きかけないと、指導する中でそれが混在しています。きちっと分けられてないですね。内心の自由と。

佐々木委員 教師は、教育学部や教職を取る過程で教わることは全くないということなんですかね。

石田教育長 私はなかったですね。

坂本委員 今の子たちは、教わっているかもしれません。

佐々木委員 科目であるということですか。

坂本委員 科目ではないかもしれません。

石田教育長 でも、道徳に引っ張られるというのはすごく分かるんです。だから、いじめの問題があったときに、道徳の教育が足りてないのではないかという発想になるのではと思います。

佐々木委員 道徳って宗教とまではいきませんが、それぞれが大切にしたい思いがばらばらじゃないですか。そのときに統一した基準というのは憲法しか変えるところはないと思うんですよ、個の尊重だとか基本的人権の尊重というのは。そのあたり、大切にしたい仕組みを川西市ではやっていけたらいいなと思います。

石田教育長 そこら辺の視点が教育の関係ではなくて、法的な視点で考えることが、全人格的に何かこうあるべきだみたいなものがあるような気がして、私もそれはおっしゃられるように、非常に危険な、画一的な人格の目指すみたいところがあるから、違うのかなと思うので。

佐々木委員 そうですね。教師がどこまで全人格的なのかという話にもつながってくると思うので。

石田教育長 そうなんです。これは子ども感にもつながっていて、子どもは純粋であるべきだとか、誤った子ども感みたいなのが教師だけじゃなくて全体にあるような気がして仕方がないんですけどね。

佐々木委員 そうですね。何かうまくやっていけたらいいですね。

石田教育長　でも、あの視点はすっと自分の中では落ちたので、ああそうなんだと。子どもも思うし、教員、大人も思うのと違うかなと思って。

佐々木委員　憲法を1回でも学んだ人の中ではすごく当たり前過ぎる話になるんですけどね。なぜそれが治外法権みたいなんだろうという。

石田教育長　なるほど。それがつながってないですね、日常と。分かりました。ありがとうございました。

私は、今日、川西こども園へ行かせていただいて、これで今年度、全部の市立の幼児教育・保育施設を行かせていただいて、非常に面白かったですね。

やっぱり幼児教育・保育に携わってる方々がこだわりを持って教育・保育しており、それが学校になかなか届かないもどかしさを感じられてるなと思って。

また、夏の研修の感想を見て、割と幼児教育・保育の方々がショックを受けています。これは幼児教育・保育だけでやればいいのに、学校教育はあまり関係ないではないかという感想もあるんです。それでめげそうになりますとか、いや、そんなことないよと、発信することが大事で、受け止め方を変えることは難しいけど、発信し続けることは大事だと。

だから、いろんな遊びの中に学びがあることの具体的な意味とか、試行錯誤させることが、学校教育って先に正解を教えて、それがそのとおりできたら評価するんじゃないですかね。割と教え方になってるところがあるんですけど。

園所には、発信していかないといけないよと。そうでないと、何年もずっとこども園、保育所は研修について発表できないようになるので、できるやり方でできる内容を発表していったら、それが大事ですよと話をしました。職員の中でも発表したい方がいるようで、非常に面白かったなと思いました。

ほか何か、いいですか。

坂本委員　倉見委員は。

石田教育長　倉見委員、どうですか、何か近況。

倉見委員　近況はなかなか混迷している感じですね。

石田教育長

混迷してるんですか。

倉見委員

自分の仕事の話です、すみません。

私も真下弁護士の講演を聞いて非常に勉強になりました。ありがとうございました。

ただ、その中で、先生が自分で自分を尊重することが大事とか、専門職の責任として、過程が大事で、やるべきことをやっていれば、結果は神のみぞ知るなどのお話があったのですが、真下弁護士がおっしゃっていることはよく分かるのですが、学校の先生方の中には、このような言葉がすつと落ちない人もいるのかなと思ったりもしました。

それで、講演者の方に学校の世界での文脈で話してほしいと言うのは難しいですし、またそう話す必要もないので、このような講演会の後には少しでも時間を取って、受講者側同士で、少しグループになって、さっきの話、これってこういうことですよとか、自分の学校では難しいのだけれどといったときには、他の学校の先生がいやいや、もっとこんなことだっていいんじゃないですかとか、自分たちの文脈に少し落とし込んで、互いに翻訳し合うというのでしょうか、そういう機会があるといいかなと思ったのです。

もちろんオンラインだったこともありますし、研修会の制約が、コロナも含めて色々あると思うのですが、理想としてはそういう時間を設けると、より深まり、自分のものになって、少し納得がいくことになるのかなと。

よく講演会とか聞きに行つて、その後一緒に聞いたグループで帰り道に話して帰ったりすることがあるじゃないですか。私、あれこそすごく大事な時間ではないかなと思うのです。

石田教育長

そうですね。

倉見委員

単に自分で聞いてそのまま終わってしまうというよりも、誰かと話して、ああでもない、こうでもない、こうだったよね、ああだったよね、これってこんなふうに考えるのかしら、と会話する、そういう時間があるといいなと思った次第です。

石田教育長

ありがとうございます。振り返りといいますが、あの時間が絶対必要なんです。だから、校長協議会とか教頭協議会でも、協議会の後また中には必ずグループに分けてミーティングする時間をつくっていただいています。真下弁護士のときは時間に制約があったので、その時間が十分取れません

でした。

話は少し変わりますが、夏の学びの探究について、この間、園所長会で振り返りをしました。民間の幼児教育・保育施設の発表についてどう思うかとか、公立の発表についてどう思うかを意見交流しました。私はあのような時間が倉見委員が言われるように非常に大事で、実はあそこで同じことを聞いてても違う解釈があったりするところを、それを統一しなさいというわけではないけども、交流すること自体が本当に大事ではないかと、非常に閉鎖的な学びになってしまうので、担当とも相談して、これからの研修のときに振り返りの時間をきちんと取りたいなと思います。

倉見委員 時間の制約等もあるので、難しいこともあるかと思いますが。また、できるだけ4人ぐらいのグループのほうが皆さん発言もし易いですね。全体でというともた発言しづらくなってしまいますので。

石田教育長 分かりました。
それから、倉見委員、教育委員にも記事をメールで送っていただいたでしょう。

倉見委員 はい。

石田教育長 どうですか、倉見委員、どういう意図で捉えられてるかなと。

倉見委員 たまたま見つけた記事なのですが、マレーシアだったですかね、いろんな選択肢があったほうがいいのではないかと、そういう例があったので。
すみません、こんなものもありますみたいな、深く考えないで送りました。ただ、石田教育長にしか送っておりません。

石田教育長 いや、教育委員にも。

坂本委員 送ってもらいました。

石田教育長 私からお三方にも送らせていただいて、また意見交流できたらなと思っていますので。

倉見委員 そうですね、はい。

石田教育長 私は、全然違うところに引っかかっているかもしれませんが、新しい学びの方向、探求型の学びについて、意外と保護者がネガティブで揺り戻しが来るとというのが僕は非常によく分かってて。学校でやるときも、それで学力つくんですかと話になるときがよくあって、やっぱり自分が受けていた学びの在り方がモデルになってるので、新しい探求型学びを考える上では我々大人が学びのよさを実感しないと。子どもはうまいこと対応するんですけどね。

坂本委員 そうなんですよ。

倉見委員 先ほどの幼児教育との関係のお話の中にもありましたけれど、小学校、中学校と学年・学校が上がるたびに、学習評価の仕方が受験とどうしても結びついて、これまでも日々の授業内容はこれからの時代に合うような形で学習指導要領を改訂しているのですけれど、どうしても学習評価の仕方が非常に難しく、入試を変えないと変わらないとずっと言われていますし、社会全体で考えていかないと、教育界だけでは絶対に無理な課題です。

石田教育長 そうですね。文科省も相対評価から到達度評価、思い切ったことをしたなと思いましたが、現場ではハレーションしましたもんね。結局相対評価みたいなことをしてる地域もありますからね。

倉見委員 今回の学習指導要領の改訂に伴って、5、4、3、2、1という、いわゆる数字の評定はもう無くしてしまおうということで、ぎりぎりまで検討したのですけれど。

石田教育長 そうですね。踏み込みましたね。

倉見委員 結局できなかったのです。難しいですね。

石田教育長 分かりました。また協議会か懇談会で一回、他の教育委員の方々のご意見も聞きながら交流したいと思います。

倉見委員 はい、よろしくをお願いします。

石田教育長 只今の報告でよろしいでしょうか。
それでは、教育委員の活動については以上といたします。

次に、日程第4、議案第23号「令和4年度川西市奨学生の追加決定について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育推進部副部長
兼就学・給食課長
(岩脇)

それでは、議案第23号「令和4年度川西市奨学生の追加決定について」ご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

本案は、本年9月1日から9月15日まで追加募集を行いました令和4年度川西市奨学生の追加決定につきまして、川西市奨学資金条例第6条第1項の規定に基づき、議決をお願いしようとするものでございます。

議案書4ページをご覧ください。

まず、今年度の新規募集につきましては、下段の表の一番右の列に表記しておりますとおり、国公立高校生7人、私立高校生8人、大学生5人の計20人を新規採用予定数として当初予算計画に上げております。

また、7月の教育委員会定例会では、6月に実施しました新規募集について、同じ表の右から2列目、採用者数のR4（令和4年度）の欄に記載しておりますとおり、10人の奨学生の決定について可決いただいたところです。

一方で、予算上では10人分、金額にしますと288万円の残額が生じましたため、このたび9月に追加募集を実施いたしました。

では次に、今回の応募状況及び選考結果についてご説明申し上げます。

同じく議案書4ページの上段の表をご覧ください。

まず、応募状況であります。今回は、私立の高校生で2人、私立の大学生で2人、合計で4人の応募がございました。また、選考結果につきましては、全ての応募者が所得基準内でありましたので、4人全員を奨学生として採用しようとするものでございます。

次に、所得審査の詳細につきましては、議案書5ページをご覧ください。

表の構成でございますが、一番左側に通し番号、次に申請者の学年があり、その右側に奨学生、ここでは平仮名記号で表記しております。

次のB欄は、令和3年の世帯合計所得額で、申請者と生計を同じくする世帯員全員の合計所得でございます。

次に、申請者の世帯人数、またA欄は所得基準額ですが、これは奨学生の対象となり得る所得の上限額となっております。

また、その右側、A分のB比率ですが、これは所得基準額に対する世帯合計所得額の割合でございます。この欄の比率が1を超える人は所得基準額超過ということになり、奨学生としては不採用となります。今回申請がありました4名は、Bの世帯合計所得額がAの所得基準額を下回ってお

りますので、所得要件を満たしているということになります。
説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

石田教育長 説明は終わりました。質疑、ご意見ございませんか。
これ、世帯合計所得額がゼロというのはどういう状態なんですか。

教育推進部副部長 兼就学・給食課長 (岩脇) これは、実際の収入に対して必要な控除分を除くんですけれども、詳しい内容までは差し控えますが、今回の提案させていただいております高校生のお2人ですが、実は同じ世帯の兄弟でして、同一世帯の所得額がゼロ円ではあるんですけれども、ひとり親の家庭で少し保護者の方が体調不良で就労できてない、そのような状況があることでもございます。結果、こういった所得額としてご申請をいただいております。

石田教育長 何か、ほか。はい、どうぞ。

坂本委員 前も聞いたかもしれないですけど、この大学の「う」と「え」の方は、入学のお金、新しく始まる給付型も対象に当たるんでしょうか。

石田教育長 兼ねることができるということですね。

坂本委員 今年1回だけ兼ねることができる中で、できましたか。

教育推進部副部長 兼就学・給食課長 (岩脇) もちろんこれは別の制度でございますので、併給は可能なんですけれども、また、所得基準のほうは、国が出してきてますいわゆる2区分、3区分に該当するか否かというふうな判断を行いますので、すみません、ちょっと手元でこのお2人自身がその申請をされているかどうかまでは控えてございませんけれども。

坂本委員 いえいえ。もしこういうのがあったときに、こういうのも今あるんですよというご案内をされてるのかなと思って。

石田教育長 給付型もあるんですよという。

教育推進部副部長 兼就学・給食課長 すみません、具体的に申請いただいた2名の方にその状況を直接お伝えするということはしておりません。今いただいたご意見も踏まえまして、

(岩脇) 基本、国のほうのいずれの所得区分に該当してるかという情報は我々一切持ちませんので、一定そこにかかっている可能性のある方に対しての周知は少し今後、来年以降、また考えてみたいと思います。

石田教育長 そうですね。ほかはありますか。
高校の「あ」、「い」の方で、言ってみれば追加で出てくるタイミングというのは、さっきのご家庭のご事情があったという解釈でいいんですかね。分かる範囲でいいです。

教育推進部副部長
兼就学・給食課長 すみません、この時期で申し込まれてきた理由については承知しておりません。
(岩脇)

石田教育長 はい、分かりました。
周知をきちっとしていかないと、ネットワークから孤立してる場合もあると思いますので。
ほか、何かご質問、よろしいですか。
今、国レベルでも給付型をするときには検討会議か何かされているのですかね。聞いている範囲では、第3子がおられる方とか、進む学部によって決まるとか、ちょっとうーんと思いつながら聞いているんですけど。
分かりました。今回4名の方を追加したいということで、よろしいですか。
それでは、お諮りいたします。議案第23号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第23号につきましては、可決されました。
次に、日程第5、諸報告の「令和5年4月入園に係る市立幼稚園・市立認定こども園(1号)園児募集状況について」であります。事務局から説明をお願いします。

入園所相談課長
(橋川) 「令和5年4月入園に係る市立幼稚園・市立認定こども園(1号)園児募集状況について」ご報告をさせていただきます。
こちらは、令和4年10月3日と4日に願書配付を園で行いまして、1

0月7日まで受付をしておりました1次募集の結果について、資料を一覧でまとめております。

真ん中の色塗り部分の願書受付枚数の列をご覧ください。

募集結果の傾向としましては、幼稚園では引き続き減少傾向が著しく、認定こども園においては、昨年度に比べ僅かに減少しているという状況でございます。

市立幼稚園では4歳児から受入れを行っておりますけれども、久代幼稚園が13名、多田幼稚園が6名、東谷幼稚園が1名となっております。

なお、清和台幼稚園については、今回募集は行っておりません。

また、幼稚園の5歳児の願書提出はございませんでした。

続きまして、市立認定こども園におきましては3歳児から受入れをしておりますけれども、牧の台みどりこども園では3歳、4歳、5歳の合計が26名、加茂こども園では合計で28名、川西こども園では合計13名、川西北こども園では合計30名となっております。

なお、牧の台みどりこども園につきましては、3歳児の定員が20名に対しまして21名となっております。また、4歳児が定員25名に対しまして、新規の受付人数の4名と1号の進級児が22名、合わせまして26名となりますので、こちらも定員は超えてくるということになります。しかしながら、面積及び職員配置などの基準の範囲内で受入れが可能でございますので、全員内定とさせていただきます。

また、そのほかの園では、全て定員内での受付人数でしたので、全員内定とさせていただきます。

今後のスケジュールとしましては、2次募集のほうを12月1日の木曜日に改めて行う予定としております。

なお、このたびの東谷幼稚園の4歳児が1名であった状況を受けまして、東谷幼稚園におきましては、「市立就学前教育保育施設のあり方について（原案）」の方針に即しまして、翌年度末をめどに廃園を検討すること、また、令和5年度において4歳児と5歳児の複式学級で保育を行うこと、さらには、令和6年度においては、入園されるご予定の1名の方に転園のあっせん調整などを行う可能性があることなどについて、具体的に検討などを進めていく必要があるところでございます。

今後、東谷幼稚園の対応につきまして、委員の皆様にもご協議いただくことがあろうかと思っておりますけれども、その際はどうぞよろしくお願いたします。

報告は以上でございます。

石田教育長 説明は終わりました。何か質疑、ご意見等ありますか。
東谷幼稚園が少しというか大分厳しい状況になっているとのことです。
担当からありましたけれども、また協議したいと思います。

倉見委員 よろしいでしょうか。

石田教育長 はい、どうぞ。

倉見委員 質問なのですが、定員を数名超過しているけれども、内定を出すという
のは、どのようなことなのでしょうか。
それについて異論があるわけではないのですが、それであれば、「定
員」というのはどういう意味合いなのでしょうか。

石田教育長 今回、牧の台みどりこども園がこういう対応をした理由ですね。

入園所相談課長
(橋川) 定員につきましては、一定その施設において受け入れる上限人数としま
して定員を設定しています。それに基づいて職員配置などの体制を考えて
いくところでございますけれども、受入れ人数に関しましては、面積要件
ですとか、また職員の割合の基準がございますので、その範囲内で受入れ
可能な場合につきましては、定員を超えて受入れの調整を行うという形で
園則で規定をしております。今回はその規定に基づいて、可能な限り受け
入れられる範囲で受入れの対応をさせていただいている状況で進めており
ます。
以上でございます。

石田教育長 施設の広さ等、若干の余裕があることと、先ほども言いました清和台幼
稚園、東谷幼稚園との動きもありますので、牧の台みどりこども園につい
てはゆとりを持った形で受入れを行いたいなという趣旨でございます。何
かありますか。

倉見委員 原則ということですかね。

石田教育長 はい、そうですね。原則ということですね。

倉見委員 はい。

石田教育長

いいですね、原則ということで。
ほかはありますか、質問。よろしいですか。
そしたら、以上で本日の議事は全て終了といたします。
次回の定例教育委員会は、11月17日木曜日午後2時から、庁議室に
おいて開会の予定です。
では、これもちまして、令和4年第16回川西市教育委員会（定例会）
を閉会いたします。お疲れさまでした。

[閉会 午後2時38分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和4年11月17日

署名委員 佐々木 歌 織

坂 本 かおり